

平成17年度 第6回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成17年9月13日（火）
午前10時00分から
場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議事

(1) 第4次行財政改革集中改革プラン案（大綱部分）について
(資料20、21)

(2) 今後のスケジュールについて（資料22）

【次回開催予定】

第7回会議 日時：平成 年 月 日（ ）
時から

場所：

(3) その他

6 閉会

「集中改革プラン」に掲げる内容の基本的な考え方

1. 大綱及び実施計画の一体化について

これまでの行政改革においては、目指す方向性、推進体制、計画期間などの改革の大枠を大綱において定め、具体的な改革項目や改革内容については、実施計画において別に定めていました。

しかし、総務省指針において今回求められている「集中改革プラン」の内容は、これまで大綱及び実施計画に掲げていた内容を併せ持つものであり、本来、大綱及び実施計画は連動しているものです。

よって、第4次改革においては、これらを一体化して「集中改革プラン」とし、第1章から第3章までに大綱部分の内容を、第4章に実施計画部分の内容を掲げます。

なお、策定にあたっては、推進委員会からの中間答申（平成17年7月28日付）で提示された内容を反映するものとします。

2. 「第1章 第4次行財政改革の必要性」について

第1章においては、鞍手町における「これまでの行政改革の取組み」、「地方財政の危機的状況と鞍手町の現状」、「地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針」などの内容を踏まえながら、「第4次行財政改革の必要性」を示すものとします。

3. 「第2章 第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標」について

第2章においては、推進委員会が策定した「第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標」を、「集中改革プラン」に掲げる基本方針及び基本目標として掲げるものとします。

4. 「第3章 集中改革プランと推進体制」について

第3章においては、計画期間や推進体制のほか、透明性と実効性を確保するための手法についても示すものとします。

- (1) 計画期間については、総務省指針において示されているとおり、平成17年度から平成21年度までとして掲げるものとします。
- (2) P D C Aサイクルの見直し手法による実効性の確保について掲げるものとします。
 - ・ 指標（可能な場合は、数値目標）
 - ・ 評価方法
- (3) 推進本部の体制について掲げるものとします。
 - ・ 未着手の項目をなくす実施体制
 - ・ 改革が停滞した場合の支援体制
- (4) 推進委員会や住民に対する透明性の確保について掲げるものとします。
 - ・ 実施経過及び結果の公表

5. 「第4章 第4次行財政改革の具体的方策」について

第4章においては、第2章において掲げる基本方針及び基本目標の体系に基づき、具体的改革項目とその内容を示すものとします。

具体的改革項目は、様式を定めて、総括表及び個票として掲げるものとし、個票は、1改革項目について1個票を作成し、実施概要のほか、指標（可能な場合は、数値目標）や評価方法などについても具体的に掲げるものとします。

第 4 次鞍手町行財政改革
集中改革プラン
(案)

平成 年 月 日

目 次

	頁
第1章 第4次行財政改革の必要性	1
1．これまでの行政改革の取組み	
2．地方財政の危機的状況と鞍手町の現状	
3．地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針	
4．第4次行財政改革の必要性	
第2章 第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標	3
《基本方針1》	
行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立	
【基本目標1】収納率の向上	
【基本目標2】公平、公正な受益者負担	
【基本目標3】財源確保	
【基本目標4】各種補助金の見直し	
【基本目標5】人件費の見直し	
【基本目標6】公共事業等の見直し	
【基本目標7】経常経費、投資的経費の見直し	
《基本方針2》	
透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進	4
【基本目標8】事務事業の見直し	
【基本目標9】行政評価の定着	
【基本目標10】行政サービスの向上	
【基本目標11】情報の公開と共有	
【基本目標12】住民参画の推進	
【基本目標13】住民と行政との協働	
《基本方針3》	
地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進	5
【基本目標14】柔軟な組織の編成	
【基本目標15】職員配置の適正化	
【基本目標16】附属機関の見直し	
【基本目標17】人材育成の推進	
【基本目標18】人事交流等の推進	
《基本方針4》	
民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進	6
【基本目標19】施設の改善	
【基本目標20】施設の管理	
【基本目標21】民間委託等の推進	
【基本目標22】統合、廃止及び用途の見直し	

第3章 集中改革プランと推進体制

1. 集中改革プランの計画期間
2. 集中改革プランに基づく取組み
 - (1) PLAN (計画)
 - (2) DO (実施)
 - (3) CHECK (評価点検)
 - (4) ACTION (見直し)
3. 推進体制
4. 進捗状況の報告及び公表

第4章 第4次行財政改革の具体的方策

1. 集中改革プラン (総括表)
2. 集中改革プラン (個票)
 - (1) 実施に関する内容の個票
 - (2) 検討に関する内容の個票
 - (3) 検討期間を設定する場合
実施を前提とするが部分的な内容についての検討に時間を要する場合
実施の是非についての検討に時間を要する場合

様式1 集中改革プラン (総括表)

様式2 集中改革プラン (個票)

第1章 第4次行財政改革の必要性

1. これまでの行政改革の取組み

鞍手町では、これまでに3回の行政改革に取り組んできました。第1次は昭和63年度、第2次は平成8年度、第3次は平成13年度を起点とし、各5年間の実施期間を設けて取り組んできた改革です。

これまでの行政改革においては、社会情勢の変化に対応するため、その時どきの課題に対する改革内容を調整し、これに沿って事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設などの各種見直しを行い、逐次行財政運営に反映して一定の成果を上げてきました。

その結果、第3次鞍手町行政改革（以下「第3次改革」という。）の取組みにおいて主なものでは、インターネットなどの有効活用による情報化の推進、町補助金の一部見直し、一部施設への指定管理者制度導入、効果の薄れた一部施設の廃止、組織・機構の見直し、さらには、文書管理システムの有効活用やOA化など複合的な改革効果による職員の超過勤務減少や職員数の減員などで効果を引き出しました。しかし一方では、改革の実効性や透明性を確保するための体制上の問題点や新たな課題の発生により、十分な成果を引き出すに至らなかったものもあります。

2. 地方財政の危機的状況と鞍手町の現状

近年、長引く景気の低迷や三位一体の改革による影響などにより、地方財政は危機的な状況に陥っています。この危機的状況を克服するためには、行財政全般に亘る大きな改革が求められます。よって、多くの市町村では「最大の行政改革の手法」と言われる市町村合併に改革効果創出の活路を求め、旧合併特例法（平成17年3月31日失効）のもと、その取組みを加速しました。

鞍手町においても、平成13年度を起点とする第3次行政改革において、さらなる改革に取り組んでいましたが、市町村合併の機運の盛り上がりにより、平成15年4月には直鞍1市4町による「直鞍合併協議会」を設置し、合併による改革効果の創出に視点を移すこととなりました。

しかし、結果的には、直鞍合併協議会及びその後設置した直鞍1市2町合併協議会では合併に至らず、合併による改革効果を創出することができませんでした。よって、鞍手町では危機的な財政状況を克服するため、「待ったなし」の行財政改革（財政改革を柱とする行政改革）の取組みが緊要な現状です。

3. 地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針

少子・高齢化、情報化などの進展により、住民生活の質はさらに変化し続けており、また、平成12年4月には、地方分権一括法が施行され、地方行政を取り巻く環境は大きく変化してきました。

鞍手町のように旧合併特例法のもとで市町村合併を実現できなかった団体はもとより、合併を実現した団体においても、景気の低迷や国の三位一体改革の影響は大きく、行財政改革は最重要課題であることから、総務省は、平成17年3月29日付けで、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「総務省指針」という。)を示しました。

この総務省指針において国は、「地方公共団体は、平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画(集中改革プラン)を平成17年度中に公表すること」としています。

この集中改革プランの策定とは、「新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うこと」とされており、住民に分かりやすく改革の経過や結果を公表しながらこれまで以上の成果を上げるよう、「透明性」や「実効性」を確保する手法が強く求められています。

4. 第4次行財政改革の必要性

現状の鞍手町にとっては、危機的な財政状況を克服し、今後の行財政運営を確かなものにしていくことが、緊急かつ最重要な取組みとして必要です。

そのためには、これまでの行政改革の取組みによる成果や課題、その経過、総務省指針に示された内容などを踏まえ、平成17年度を目標年度としていた第3次改革の大綱及び実施計画に基づく取組みを現次点で検証し、新たな課題とともに精査して、さらなる改革に取り組まなければなりません。

このことから、財政問題の解決を柱とする今後の行政改革の取組みを第4次鞍手町行財政改革(以下「第4次改革」という。)として位置付けます。

そして、その取組み内容については、これまでは大綱及び実施計画というかたちで別に策定していたものを一体化し、第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン(以下「集中改革プラン」という。)として、これに基づき透明性及び実効性を確保しながら第4次改革を推進します。

なお、公営企業(水道事業、病院事業及び介護老人保健施設事業)については、集中改革プランの内容と整合性を図りながら、平成17年度中に総務省の要請に基づく中期経営計画を策定し、集中改革プランの公営企業部分とします。

第2章 第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標

鞍手町の現状を踏まえ、危機的な財政状況を克服するとともに、地方行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応して、効率的かつ効果的な行政運営を実現する体制を確立していくため、第4次改革においては、次の4基本方針と22基本目標を定め、これを集中改革プランに掲げて、具体的内容を検討及び実施します。

《基本方針1》

行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立

景気の低迷や三位一体の改革の影響を受け、本町の財政状況は、まさに危機的な状況に直面しています。平成17年度から平成21年度までの財政シミュレーションでは、毎年度、歳入歳出の差し引きがマイナスとなり、5年間のマイナス合計は約25億円にのぼると見込まれます。

このような現状においては、現在実施している行政サービスを今後も従来と同じように維持・継続することは困難な状況です。

よって、この危機的な状況を克服するため、民間企業の経営手法等を参考に、行政経営の視点から歳入・歳出について厳しく見直し、自主性・自律性の高い安定した財政基盤の確立を図ります。

【基本目標1】収納率の向上

税及び使用料・手数料等の収納体制の強化について、目標となる指標の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、収納率の向上を目指します。

【基本目標2】公平、公正な受益者負担

使用料及び手数料などの適正化について、算定基準の明確化、近隣市町とのバランス、無料施設の有料化、減免基準の統一などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公平、公正な受益者負担の実現を目指します。

【基本目標3】財源確保

短期的財源や長期的財源について、未利用地の処分、企業誘致、法定外税の新設、超過課税の実施及び収益性のある事業の導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、財源確保を目指します。

【基本目標4】各種補助金の見直し

補助金等の必要性、費用対効果などについて、適正な補助基準の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、各種補助金の見直しを目指します。

【基本目標5】人件費の見直し

給与制度・運用・水準の適正化などについて、職員定数の見直しなどを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人件費の見直しを目指します。

【基本目標 6】公共事業等の見直し

効率的かつ効果的な公共事業の実施について、コストの削減、選択と集中による予算の重点配分などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公共事業等の見直しを目指します。

【基本目標 7】経常経費、投資的経費の見直し

歳出の抑制について、事務処理コストの削減などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、経常経費及び投資的経費の見直しを目指します。

《基本方針 2》

透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進

行政の役割は、住民生活に必需な行政サービスを提供することであり、これまで多様化する住民ニーズに対応するため、行政サービスの領域は飛躍的に拡大してきました。

しかし、財政状況が逼迫する中で多様化する住民ニーズや新しい行政需要に的確に対応していくためには、行政サービスの内容や提供方法などについて、新たなシステムを確立させることが必要であり、その見直し過程においては、その内容の公表と説明責任の確保が必要です。

そのために、行政運営全般において P D C A サイクル（PLAN 計画、DO 実施、CHECK 評価点検、ACTION 見直し）を確立させ、絶えず評価・見直しを行い、その過程を公表するとともに、住民の意見を反映しながら緊急度及び重要度の高いものを優先して予算を重点配分するなど、行政経営の視点からの行政運営へ変革させた業務執行体制の確立を図ります。

また、行政が実施すべきこと、住民が実施できること、地域の協働により実施すべきことなどを整理し、民間委託等も視野に入れながら行政の守備範囲を明確化して、簡素で効率的な行政の実現を図ります。

【基本目標 8】事務事業の見直し

事務処理方法などの改善について、民間への業務委託などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、事務事業の見直しを目指します。

【基本目標 9】行政評価の定着

事務事業の不断の見直しについて、P D C A サイクル手法などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政評価の定着を目指します。

【基本目標 10】行政サービスの向上

窓口業務の向上などについて、住民ニーズの把握を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政サービスの向上を目指します。

【基本目標 1 1】情報の公開と共有

町行政の重要な取組みの決定過程の公表などについて、説明責任の向上による透明性の確保などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民への情報の公開、住民と行政の情報の共有を目指します。

【基本目標 1 2】住民参画の推進

住民の意見を行政に反映させる機会の拡大について、具体的手法の導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民参画の推進を目指します。

【基本目標 1 3】住民と行政との協働

行政と住民の役割の明確化について、住民団体の育成・支援、地域コミュニティの推進などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政と住民の協働によるまちづくりを目指します。

《基本方針 3》

地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進

中央集権時代から地方分権時代へと変革する環境の中、行政需要は多様化し、新たな行政課題や住民ニーズに応じた行政施策の展開が求められています。

また、危機的な財政状況を克服するためには、行政職員としての資質を高め、経営的視点からの業務遂行能力や高度な政策形成能力を醸成していく体制が必要です。

このため、町民ニーズを的確に把握しながら、地方分権時代に対応した行政サービスを提供できる行政の組織編成（附属機関を含む。）や職員の資質向上を図ります。

【基本目標 1 4】柔軟な組織の編成

地方分権や社会の変化に対応した行政の体制づくりについて、庁内分権、決裁権限の委譲などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、柔軟な組織の編成を目指します。

【基本目標 1 5】職員配置の適正化

職員の定員管理について、今後の退職者数や採用者数見込みを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、職員配置の適正化を目指します。

【基本目標 1 6】附属機関の見直し

附属機関の客観性の確保について、その役割や必要性の検証を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、附属機関の見直しを目指します。

【基本目標 17】人材育成の推進

多様化する行政需要への対応について、職員の専門性や政策形成能力の向上を図る研修等の実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人材育成の推進を目指します。

【基本目標 18】人事交流等の推進

職員の資質向上について、民間企業や先進自治体との交流などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人事交流等の推進を目指します。

《基本方針 4》

民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進

公共施設の管理・運営については、人件費を含め経常経費として財政支出に与える影響は非常に大きいものがあります。

また、社会情勢の変化や住民ニーズの変化により公共施設の持つ特性や目的、必要性は大きく変わってきています。

そのため、それぞれの施設の必要性や行政経営の視点からの検証を通して、指定管理者制度への移行、直営（一部業務委託を含む。）廃止又は用途の見直しなどについて検討し、住民ニーズに対応できる公共施設として、効率的・効果的な管理・運営体制の確立を図ります。

【基本目標 19】施設の改善

老朽化等に伴う施設補修について、その効率的かつ効果的な実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の改善を目指します。

【基本目標 20】施設の管理

住民の利用しやすい施設づくりについて、利用申請、料金の収納、利用方法の改善などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、効率的かつ効果的な施設の管理を目指します。

【基本目標 21】民間委託等の推進

効率的かつ効果的な施設運営について、全ての施設を対象に、指定管理者制度、PFI等による民間活力の有効活用又は直営（一部業務委託を含む。）などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、民間委託等の推進を目指します。

【基本目標 22】統合、廃止及び用途の見直し

自治体の規模にあった施設数、施設規模等について、利用の現状、利用関係者の意見、費用対効果の把握などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の統合、廃止及び用途の見直しを目指します。

第3章 集中改革プランと推進体制

1. 集中改革プランの計画期間

計画期間：平成17年度から平成21年度まで

鞍手町の取組みの現状としては、第3次改革（平成13年度～平成17年度）の実施計画期間中ではありますが、昨今の急激な状況の変化に即応するため、現状の見直しと新たな取組みが必要となりました。

また、総務省指針の中では、「平成17年度を起点として平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画を平成17年度中に公表すること」としています。

よって、第3次改革については、平成16年度末までの取組みの状況を検証し、成果と課題を明確にするとともに、総務省指針において求められている内容と合わせて今後の取組み内容を精査して、平成17年度から平成21年度までの5カ年を計画期間とした取組みを行います。

2. 集中改革プランに基づく取組み

集中改革プランに基づく取組みにおいては、第3次改革の取組みの検証結果などから、改革の透明性及び実効性を確保していく必要があるため、PDCAサイクルによる手法で取り組みます。

PDCAサイクル：「計画を立て（PLAN）、実施し（DO）、その評価点検（CHECK）にもとづいて見直し（ACTION）を行う」という工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）であり、評価を次の計画に活かして高いレベルにもっていく手法である。民間企業では品質向上や経費節減などに用いられてきた。

PDCAサイクルによる改革においては、次の点に留意して取組みを推進するものとします。

（1）PLAN（計画）

行財政改革の視点で改革項目を精査し、第3次改革の具体的改革項目の中で、達成可能なものは第4次改革に引き継がずに続けて実施し、集中改革プランにおいては、第3次改革の具体的改革項目の中でその内容を見直して引き継ぐもの及び新たな課題によるものを掲げます。

また、改革項目においては、検討及び実施の概要をできるだけ具体化するとともに目標時期、指標及び評価方法をあらかじめ定めます。

(2) D O (実施)

改革項目の担当専門部会、担当部署などの推進の主体を明らかにし、改革を推進します。

(3) C H E C K (評価点検)

各改革項目にあらかじめ定める指標は、可能な場合は全て算出根拠を明らかにした数値目標により設定します。

また、数値目標の設定になじまないと判断される項目については、その理由を明確にし、あらかじめ目標時期に到達したときの評価方法を住民にわかりやすい方法で定め、評価点検を行います。

(4) A C T I O N (見直し)

評価点検の結果必要があれば、さらに高いレベルの効果を引き出していくよう改革の内容を見直し、その後の取組みに活かします。

3 . 推進体制

第4次改革は、全庁的な取組みとして各部署を統括し調整を図るため、町長を本部長とする行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）が進行管理を行い、定期的な検証により未着手の項目をなくす実施体制で実効性を確保します。

また、推進本部のもとには、調整会議のほか、必要に応じて専門部会、分科会及びグループ会議を設け、相互支援の体制により改革の半ばで停滞し推進が困難となる項目がないよう努めます。

4 . 進捗状況の報告及び公表

推進本部は、第4次改革の実施経過及び結果について、原則として各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と住民への公表を実施し、透明性の確保を図ります。

行財政改革推進委員会への報告においては、当該委員会の意見を求めるものとします。

また、住民への公表は、広報誌やホームページを活用して行うものとし、住民からの質問や意見は、当面、「町長へのはがき」及びホームページ上の「行政相談コーナー」を活用して受け付けるものとします。

第4章 第4次行財政改革の具体的方策

第4次改革において実施計画は、大綱と一体化して集中改革プランとするので、具体的方策は次のように調整します。

1. 集中改革プラン（実施計画）総括表・・・様式1

4基本方針と22基本目標の体系に基づき、細分類、具体的改革項目、検討及び実施期間などを一覧できる様式を定め、総括表として作成します。

2. 集中改革プラン（実施計画）個票・・・様式2

総括表に掲げた具体的改革項目ごとに、実施概要、指標（評価の方法）、見込まれる財政的効果などを掲げる様式を定め、個票として作成します。

個票に掲げる項目については、実施する項目と検討する項目を、個票の「検討及び実施期間」の欄で明確にし、次のように作成します。

（1）実施に関する内容の個票

集中改革プラン策定時点において、実施概要、指標、目標時期などの内容を掲げ、実施時期になった時に速やかに取り組めるよう実施に関する内容の個票を作成します。

（2）検討に関する内容の個票

検討期間を設定する場合は、（3）の 又は に該当する場合とし、集中改革プラン策定時点において、「何時までに、誰が、何を、どのように検討し、その結果を何時公表するのか」を明確にするよう検討に関する内容の個票を作成します。

この場合において、検討期間の設定は原則1年以内とし、当初定めた期間を越えてさらに検討期間を設ける必要が生じた場合は、検討経過又は結果の公表の際にその理由を明示して、検討期間を修正するものとします。

（3）検討期間を設定する場合

実施を前提とするが部分的な内容についての検討に時間を要する場合

（例） 実施を前提として、具体的内容の多くは決定しているが、部分的な検討事項の調査・研究に時間を要する場合など

この場合、集中改革プラン策定時点においては、部分的内容を調査研究するための検討であることを明らかにするとともに、目標時期を定めて検討期間を設定

し、その項目の概要及び検討を要する部分の内容を示した「(2) 検討に関する内容の個票」を作成します。

検討の結果、具体的な実施内容を定めたときは、その時点において「(1) 実施に関する内容の個票」を作成、公表し、追加するとともに、総括表の当該項目の内容を修正して、実施するものとします。

実施の是非についての検討に時間を要する場合

(例) 実施の是非について住民関係者を交えた検討機関を設置する必要などがあり、その検討結果を踏まえて実施の是非を判断するため時間を要する場合など

この場合、集中改革プラン策定時点においては、実施の是非を判断するための検討であることを明らかにするとともに、目標時期を定めて検討期間を設定し、検討を要する内容を示した「(2) 検討に関する内容の個票」を作成します。

検討の結果、実施を「是」として具体的な実施内容を定めたときは、その時点において「(1) 実施に関する内容の個票」を作成、公表し、追加するとともに、総括表の当該項目の内容を修正して、実施するものとします。

なお、検討結果において実施を「非」とした場合には実施しない項目となるため、検討結果として実施しない理由を公表するものとします。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）総括表

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始年月	到達年月	担 当 専門部会	担当部署	
						17	18	19	20	21					
1 行政経営 の視点に よる危機 を克服で きる安定 した財政 基盤の確 立	1 歳入	1 収納率の 向上	1	1											
			2	1											
			3	1											
		2 公平、公 正な受益 者負担	1	1											
			2	1											
			3	1											
		3 財源の確 保	1	1											
			2	1											
			3	1											
	2 歳出	4 各種補助 金の見直 し	1	1											
			2	1											
			3	1											
		5 人件費の 見直し	1	1											
			2	1											
			3	1											
		6 公共事業 等の見直 し	1	1											
			2	1											
			3	1											
		7 経常経 費、投資 的経費の 見直し	1	1											
			2	1											
			3	1											
2 透明性の 高い効率 的・効果 的な行政	3 行政運営	8 事務事業 の見直し	1	1											
			2	1											

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始年月	到達年月	担 当 専門部会	担当部署		
						17	18	19	20	21						
町民行政 運営と協 働による 住民自治 の推進			3	1												
			9 行政評価 の定着	1	1											
				2	1											
		3		1												
		10 行政サー ビスの向 上	1	1												
			2	1												
			3	1												
		4 協働	11 情報の公 開と共有	1	1											
				2	1											
	3			1												
	12 住民参画 の推進		1	1												
			2	1												
			3	1												
	13 住民と行 政との協 働		1	1												
			2	1												
			3	1												
	3 地方分権 時代に柔 軟に対応 できる組 織編成と 人材育成 の推進	5 組織機構	14 柔軟な組 織の編成	1	1											
				2	1											
3				1												
15 職員配置 の適正化			1	1												
			2	1												
			3	1												
16 附属機関 の見直し			1	1												
			2	1												

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始年月	到達年月	担 当 専門部会	担当部署
						17	18	19	20	21				
			3	1										
	6 職員	17 人材育成 の推進	1	1										
2			1											
3			1											
18 人事交流 等の推進		1	1											
		2	1											
		3	1											
4 民間委託 等を活用 した公共 施設の効 率的・効 果的な管 理・運営 の推進	7 管理	19 施設の改 善	1	1										
			2	1										
			3	1										
		20 施設管理 の改善	1	1										
			2	1										
			3	1										
	8 運営	21 民間委託 等の推進	1	1										
			2	1										
			3	1										
		22 統合、廃 止及び用 途の見直 し	1	1										
			2	1										
			3	1										

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番			2. 担当専門部会				
			3. 担当部署				
4. 大分類（基本方針）							
5. 中分類							
6. 小分類（基本目標）							
7. 細分類							
8. 具体的改革項目							
9. 実施概要							
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	
						12. 到達年月	
						13. 公表時期	
14. 指標 （評価の方法）					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円	
					内 訊	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
					C 支出の増額	千円	

今後のスケジュール(修正:平成17年9月13日)

時期等		内 容	
4月13日	水	第1回 推進本部	・今後の体制の確認(条例案、要綱案・・・組織・体制案など) ・成果と課題の整理方法等について
4月19日以降	火	専門部会	・専門部会立ち上げ(正副部会長の決定、取組み開始) ・成果と課題の整理・分類
6月6日	月	第2回 推進本部	・成果と課題の確定
6月8日	水	町議会	・条例改正案を町議会に上程 議決 施行 ・要綱改正
6月10日	金	第1回 行革委員会	・委員委嘱、会長等の選任など ・諮問 ・今後の財政見通しについて説明
6月24日	金	第2回 行革委員会	・第3次改革の検証結果の総括 ・今後の課題等の抽出
7月7日	木	第3回 行革委員会	・中間答申の内容について検討
7月21日	木	第4回 行革委員会	・中間答申の内容のとりまとめ
7月28日	木	第5回 行革委員会	・中間答申
8月8日	月	第3回 推進本部	・中間答申の内容に基づく今後の取組みについて
9月5日	月	第4回 推進本部	・第4次行財政改革集中改革プラン(大綱部分)について
9月13日	火	第6回 行革委員会	・第4次行財政改革集中改革プラン(大綱部分)の提案、審議
9月30日	金	第7回 行革委員会	・第4次行財政改革集中改革プラン(大綱部分)の審議
9月30日まで	金	専門部会 分科会	・実施計画部分に掲げる改革項目の調整 ・専門部会案の策定
10月5日	水	第5回 推進本部	・各専門部会案の審議 ・集中改革プラン(実施計画部分)について
10月14日	金	第8回 行革委員会	・集中改革プラン(実施計画部分)の提案、審議
10月25日	火	第9回 行革委員会	・集中改革プラン(実施計画部分)の審議
11月4日	金	第10回 行革委員会	・集中改革プラン(実施計画部分)の審議
11月15日	火	第11回 行革委員会	・集中改革プラン(実施計画部分)の審議
11月25日	金	第12回 行革委員会	・最終答申(第4次鞍手町行財政改革集中改革プランについて)
12月2日	金	(予備日) 行革委員会	
12月20日まで	火	専門部会	・最終答申の内容に基づく推進本部案の再調整
12月26日	月	第6回 推進本部	・第4次鞍手町行財政改革大綱及び同実施計画の完成(最終確認)
1月以降			・取組み開始(議会への報告) ・具体的改革・改善事項への取組み

第6回推進委員会(9月13日)以降の日程は、会議開催日等の目安として入れていますので、実際の開催日等は状況により前後する場合があります。